



2018年3月2日

各 位

東京都千代田区麹町一丁目4番地  
松井証券株式会社  
代表取締役社長 松井道夫  
(コード番号：8628 東証第一部)

## 株式の「夜間取引」および「価格改善サービス」開始のお知らせ

松井証券は、2018年3月19日(予定)より、株式の夜間取引の取扱いを開始しますのでお知らせいたします。

当社はかねてより、国内株式市場の更なる活性化には夜間取引が不可欠と考え、東京証券取引所(以下「東証」)へ数度にわたり夜間取引市場開設の要望書を提出するなど、その必要性を訴えてきました。この度、個人投資家の強い要望に応えるべく、SBI ジャパンネクスト証券株式会社が運営する私設取引システム『ジャパンネクスト PTS (J-Market)』へ注文を取次ぎ、株式の夜間取引を開始します。国内株式の夜間取引ができるリテール証券会社は、当社が2社目となります。

また、2018年5月(予定)から、日本初(※)となる株式取引における「価格改善サービス(ベストマッチ)」の提供を開始します。現在、国内の株式取引市場においては、東証における立会取引以外にPTS(私設取引システム)や立会外取引(いわゆるダーク・プールを含む)があります。これらの取引では、東証立会市場よりも有利な価格で取引できる可能性があり、取引価格の改善を求めて、機関投資家が利用しています。当社の価格改善サービスは、立会外取引を活用して、機関投資家の間では当たり前となっている取引価格の改善メリットを個人投資家にも提供するものです。

株式の夜間取引および価格改善サービスは、個人投資家のニーズに即し、投資成果向上にもつながるため、お客様本位の業務運営に則った取組みと考えております。松井証券は、今後も個人投資家の利益に資するサービスの拡充に努めてまいります。

以上

※本サービスの提供が「日本初」とは、現時点で営業している証券会社の中で、一般個人投資家を対象に提供するサービスの中での比較を指します。当社調べ。  
※サービスのご利用にあたっては、当社最良執行方針、約款、取引ルール等をご覧いただき、内容を十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任によりお取引ください。

【お客様からのお問い合わせ先】  
口座開設サポート(平日08:30~17:00)  
0120-021-906(03-5216-0617)

【報道関係からのお問い合わせ先】  
常務取締役 和里田 聡  
03-5216-8650

大正7年創業以来、昔も今も個人のお客様とともに

**六 松井証券**

証券コード：8628

## 別添

### 「価格改善サービス（ベストマッチ）」の導入背景（詳細）

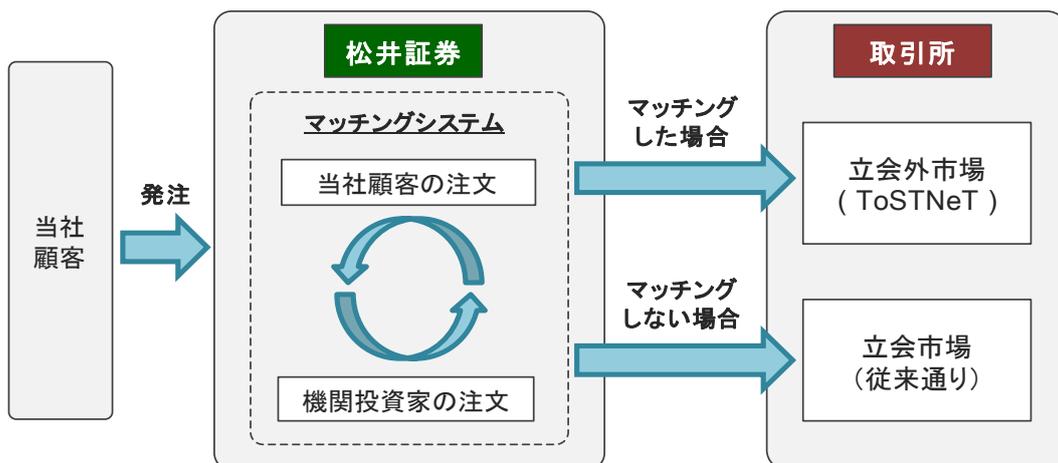
現在、国内の株式取引市場においては、東証における立会取引が売買シェアの9割を占めています。立会取引以外にはPTS（私設取引システム）や立会外取引（いわゆるダーク・プールを含む）があり、東証立会市場の最良気配よりも有利な価格で取引できる可能性があるなどのメリットがありますが、シェアはそれぞれ5%程度に留まっています。

株式の売買に伴って発生するコストには、委託手数料等の直接的なコストの他に、スプレッドコスト（市場における売買気配の差）、機会コスト（注文数量が全て約定するまでに生じる値動きに起因するコスト）、マーケットインパクト（自身の注文により値動きを生じさせること）などがあり、これらを纏めて「**執行コスト**」と呼びます。欧米では株式注文の**執行コスト削減**のために、取引所立会市場以外で注文のマッチング（付け合わせ）を行うサービスが広く利用され、取引価格の改善が生じています。日本においても、そうしたサービスはこれまで機関投資家のみが当たり前のよう利用してきましたが、取引価格の改善メリットは個人投資家も同様に享受すべきものであると当社は考えます。

### サービス概要

そこで当社は、価格改善を希望する個人投資家の株式注文を取引所立会市場へ発注する過程において、他の注文とマッチングするシステムを導入し、東証立会市場と比較して有利な価格での約定機会を提供します。他社で提供されている、取引所立会市場とPTSの売買気配を比較して有利な市場に発注するSOR（スマート・オーダー・ルーティング）とは異なり、当社のサービスは価格改善額や、注文約定の確実性の面でメリットが大きいと考えております。

### 【「価格改善サービス（ベストマッチ）」のイメージ図】



※ 取引所立会市場の最良気配よりも有利な価格または同じ価格でマッチングした場合、その価格で取引所立会外市場において約定、マッチングしない場合は即座に取引所立会市場へ取り次ぎます。

## 取引の透明性の確保

この度開始する価格改善サービスは、これまで機関投資家のみが利用してきたサービスを個人投資家に開放するものですが、その仕組みや利便性は一般に広く認知されておりません。サービス開始にあたって、情報の開示が重要と考えており、以下のような取組みで取引の透明性を確保し、個人投資家に価格改善サービスを提供する際の業界標準を構築してまいります。

- ① 取引毎に価格改善レポートを顧客に開示します
- ② システム処理にかかる時間（いわゆるレイテンシー）を考慮しても、不利な約定価格としないことを検証します
- ③ 社外による執行分析を実施し、本サービス全体における価格改善効果を開示します

以上